

船橋市防災MCA無線管理運用要綱

(目的)

第1条 この規程は、800MHz帯デジタルMCA通信システムを利用して船橋市が運用する双方向通信可能な防災無線（以下「防災MCA無線」という。）に関し、必要な事項を定め、その適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 防災MCA無線の無線設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 無線系 全ての無線局及び付帯設備を含めたものをいう。

(総括管理者)

第3条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、船橋市市長公室長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用業務を行うとともに運用責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、船橋市市長公室危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(運用責任者)

第5条 各無線局に運用責任者を置く。

- 2 運用責任者は、管理責任者の命を受け、その無線局の運用業務を所掌するとともに無線設備の操作を行う者（以下「無線設備操作者」という。）を指揮監督する。
- 3 運用責任者は、無線設備に異常を発見した時は、管理責任者に報告を行う。
- 4 運用責任者は、無線局設置施設又は設置車両の管理者にある者をもって充てる。

(無線設備操作者)

第6条 無線設備操作者は、運用責任者の指揮監督の下、電波法（昭和25年法律第131号）等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行わなければな

らない。

(通信の種類)

第7条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常時通信 災害発生等非常時の通信をいう。
- (2) 普通通信 非常時通信以外の通信をいう。

(通信の原則)

第8条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常時通信を優先とする。

(秘密の保持)

第9条 通信業務に従事する者は、無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を保持しなければならない。

(備付書類の管理)

第10条 管理責任者は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第38条に規定する書類(免許状に係るものに限る。)を管理保存しなければならない。

(無線設備の保全)

第11条 管理責任者は、無線設備の保全のため、定期的に無線設備の点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

(通信訓練)

第12条 管理責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

- (1) 定期通信訓練
- (2) 防災訓練に併せた通信訓練

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。